

対馬市観光振興推進計画策定業務  
公募型プロポーザル

実施要領

<問い合わせ先及び提出先>

対馬市観光推進部観光交流商工課（担当 梅野、小島）

〒817-8510

長崎県対馬市厳原町国分1441番地

TEL：0920-53-6208

FAX：0920-52-1214

電子メール：[kanko\\_bussan@city-tsushima.jp](mailto:kanko_bussan@city-tsushima.jp)

## 対馬市観光振興推進計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

本業務は、令和3年度に策定した対馬市観光振興推進計画が令和8年度で満了するため、現在の観光実態や今後の動向を踏まえ令和9年度から令和13年度の5か年に亘る新たな観光振興推進計画の策定を目的とする。

### 2 概要

- (1) 業務名  
対馬市観光振興推進計画策定業務
- (2) 業務場所  
対馬市一円
- (3) 業務内容  
別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期間  
契約締結日から令和9年3月19日（木）
- (5) 契約保証金  
対馬市契約規則第28条第8号の規定による免除
- (6) 予算額  
7,703,000円（消費税込）

### 3 プロポーザル方式の種別及び採用理由

本業務において、今後5か年に亘る本市の指針及びそれ以降の礎となるような計画を策定するため、広い知見を持ち、確実に業務を実施できる事業者を特定するために「公募型プロポーザル方式」により、これまでの実績を踏まえた企画提案を募り最も優秀な提案を行ったものを選定する。

### 4 スケジュール（予定）

内容	日程
公募日	令和8年5月 8日（金）
質問受付期限	令和8年5月15日（金）
質問回答期限	令和8年5月22日（金）
参加申込期限	令和8年5月27日（水）
参加資格審査結果通知日	令和8年5月29日（金）
企画提案書提出期限	令和8年6月 5日（金）
最終審査日	令和8年6月 8日（月）
最終審査結果通知発送日	令和8年6月12日（金）
契約の締結	令和8年6月中旬予定

※本業務の説明会は行わない。

### 5 参加資格

業務の実施にあたり、必要な能力を有する者で次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 令和8年度対馬市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、

次の①から⑥に掲げる書類を参加申込の際に提出する場合は、掲載されていない者も参加申込を可能とする。

①履歴事項全部証明書（法人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）

②身元（分）証明書（個人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）

③納税証明書（申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。）

- ・対馬市税の未納がない証明書
- ・所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（個人のみ）
- ・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書（法人のみ）

④営業に必要な許可、許可等を証する書類の写し

⑤財務諸表類（直近1年度分のみ。）又は青色申告書等

⑥対馬市政治倫理条例第5条第1項に規定する関係企業以外の者であることの誓約書

(3) 会社更生法第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき。ただし、市が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。

(4) 公募の日から受託者を特定する日までの期間において対馬市建設工事請負契約等に係る指名停止措置要領による指名停止を受けていないこと。

## 6 実施要領・仕様書・提案書に関する質問

### (1) 質問方法

質問書（様式第4号）に質問事項を記載のうえ、持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出すること。

### (2) 期限

令和8年5月15日（金）午後5時 必着

### (3) 質問書の提出先

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地

対馬市観光推進部観光交流商工課

FAX：0920-52-1214

電子メール：[kanko\\_bussan@city-tsushima.jp](mailto:kanko_bussan@city-tsushima.jp)

### (4) 回答

令和8年5月22日（金）までに対馬市ホームページに掲載し、個別回答はしない。URL：<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>

## 7 参加申込

### (1) 申込資料

①公募型プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部

②添付書類チェックリスト（様式第2号） 1部

③参加資格に関する申立書（様式第3号） 1部

④上記5で示す提出が必要な書類 各1部

⑤協定書（共同企業体として参加申込する場合のみ） 1部

### (2) 期限

令和8年5月27日（水）午後5時 必着

### (3) 提出方法

持参又は郵送

### (4) 申込資料の提出先

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地  
対馬市観光推進部観光交流商工課

## 8 参加資格審査結果

令和8年5月29日（金）までに電子メールにより通知する。

## 9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本手続きに関する資格を失うことがある。

- (1) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (2) 提案書の記載が作成要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。
- (5) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (6) 応募者が、受託者を特定するまでの間、委員会の公正な審査を妨げる行為をしたとき。

## 10 提案書等作成要領等

### (1) 提案内容

- ①提案者概況説明
- ②業務実施スケジュール及び実施体制（担当者名、役割分担、配置人数等）
- ③提案者の実績（過去の成果物の写し等の提出最大5件）
- ④業務の実施方針

### (2) 参考見積書作成要領

- ①別紙「設計書」を基に金額を算定すること。

### (3) 提案書及び参考見積書の提出部数

- ①企画提案書（様式第5号） 1部
- ②企画書（任意様式） 8部
- ③参考見積書（任意様式） 8部
- ④設計書 8部

### (4) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時 必着

### (5) 提出方法

持参又は郵送

### (6) 提出先

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分 1441 番地  
対馬市観光推進部観光交流商工課

### (7) 注意事項

- ①企画書は任意様式とするが、用紙サイズは日本工業規格 A4判を基本とし、縦横は問わない。
- ②企画書は下記1 2に示す評価基準に基づき簡潔でわかりやすい内容とすること。

## 11 最終審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

### (1) 実施日および場所

実施日：令和8年6月8日（月）

実施場所：対馬市役所 厳原庁舎 別館大会議室

## (2) 対象者の選定

参加申込者が多数の場合は、提出された企画提案書等に基づき書類審査を実施し、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を選定する場合がある。

## (3) 実施方法

1者あたり30分（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）を目安とする。

## (4) その他

- ①プレゼンテーションで使用する資料は、提出された企画提案書のみとし、企画提案書にない追加提案や追加資料の配布は禁止する。
- ②プレゼンテーションにおいてはプロジェクター、スクリーン、パソコン等を使用できるものとする。また、これらを使用する場合は本市にて用意するため、事前に担当課まで連絡し調整すること。なお、その場合は事前にプレゼンテーションのデータをメール送信すること。
- ③説明者は、本業務を受注した際に主な担当となる者とし、2名以内とする。なお、次の説明者との入れ替え（準備・後片付け）時間は10分程度とする。
- ④遅刻又は欠席した場合は、参加辞退をしたものとみなす。

## (5) 審査結果

令和8年6月12日（金）に対馬市ホームページで公表し、書面により通知する。URL：<http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>

## 1.2 評価基準及び審査方法

### (1) 評価基準

評価項目	審査内容	配点
①業務実施スケジュール	・契約期間内に確実に業務を実施できるか。	20点
②提案者の実績	・同種及び類似実績の有無	10点
	・他の業務で作成した成果物の内容	10点
③業務の実施方針	・業務目的やその背景等を正確に理解しているか。	25点
	・提案にあたって、対馬市の実情や地域性を把握しているか。	25点
④提案金額	・価格点の算定式 満点（10点）×各提案者の提案金額のうち最低金額÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	10点
合計		100点

※審査項目①から③までの評価方法はA、B、C、Dの4段階評価とし、項目ごとの配点に応じて評点を算出します。

評価	評点
A（たいへん優れている）	項目の配点×1.0
B（優れている）	項目の配点×0.7
C（やや劣っている）	項目の配点×0.4
D（劣っている）	項目の配点×0

### (2) 審査方法

- ①提案者によるプレゼンテーション（ヒアリングを含む）を実施し、評価委員会が評価基準における全項目について評価を行い、各委員の評価点の合

計点数が最も高い者を最優秀提案者として特定する。

②各委員の評点の合計点数が同点の場合、評価項目②③④の3項目の評点の合計が高いものを上位とする。

③上記①②の方法により受託者が特定出来ない場合は、評価委員の協議により最優秀提案者及び次点のものを特定する。

(3) 特記事項

①本審査においては、最低基準点を55点と定める。

②企画提案者全ての評点が①未満の場合は、本プロポーザルを不調とする。

1.3 その他留意事項

(1) 本件に参加する費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

(3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 提出された企画提案書については返却しない。

(5) 企画提案書について情報公開請求があった場合は、対馬市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。

(6) 最優秀提案者と提案書に基づき、随意契約により契約を締結する。

なお、協議により提案書の内容を一部変更する場合がある。

1.4 担当課（問合せ先）

対馬市観光推進部観光交流商工課（担当 梅野、小島）

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441番地

TEL：0920-53-6208

FAX：0920-52-1214

電子メール：[kanko\\_bussan@city-tsushima.jp](mailto:kanko_bussan@city-tsushima.jp)